

策 定 年 度 (策定年月日)	昭 和 6 0 年 度 (昭和61年2月)
変 更 年 度 (変更年月日)	令 和 6 年 度 (令和7年2月)
計 画 時 期	令 和 2 年 度 ～ 令 和 9 年 度

京 都 府 丹 波 地 区

農村地域への産業の導入に関する実施計画書

(変 更)

令和7年2月

京都府船井郡京丹波町

目 次

前	文	1-2
第 1	産業導入地区の区域	3-11
第 2	導入すべき産業の業種及び規模	12-13
第 3	導入される産業への農業従事者の就業の目標	14
第 4	産業の導入と相まって促進すべき農業構造の 改善に関する目標	15-18
第 5	産業の導入に伴う施設用地と農用地等との 利用の調整に関する事項	19-20
第 6	導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	21-22
第 7	労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への 就業の円滑化に関する事項	23
第 8	産業の導入と相まって農業構造の改善を促進 させるために必要な農業生産の基盤の整備及び 開発その他の事業に関する事項	24
第 9	その他必要な事項	25-26
別	紙	27-31
資	料	
	○ 別図 1 産業導入地区位置図	
	○ 別図 2 都市計画図	
	○ 別図 3 農振農用地区域図	
	○ 別図 4 周辺における既存企業等の立地状況	
	○ スケジュール	

(前 文)

1. 京丹波町の概要

(1) 位置及び現況

京丹波町は、平成17年10月に丹波町・瑞穂町・和知町の3町が合併して誕生。京都府のほぼ中央部に当たる丹波高原の由良川水系上流部に位置し、東は南丹市に、西は福知山市に、北は綾部市に、南は南丹市及び兵庫県篠山市に接している。丹波高原にあって、長老ヶ岳(917m)のほか標高400m～600mの山々に囲まれ、南側山地は分水嶺の一部を成している。総面積303.09km²で、そのうち83%を山林が占め、この間を縫って耕地が広がり、集落が点在している。京丹波町の気候は、内陸性気候と日本海式気候の特徴を持ち合わせ、夏は比較的涼しい高原的気象を表し、昼夜の寒暖差が大きいのもこの地域の特徴である。冬は冷え込みが厳しいという内陸性気候を示す反面、日本海式気候の影響を受け、季節風が吹き、しぐれやすく、降雪や積雪をもたらすことがある。

(2) 人口の動向

本町の総人口は14,453人、世帯数は5,448世帯となっている(平成27年国勢調査)。近年、人口は減少傾向を示し、昭和55年の人口19,677人(合併前の3町合計)が、平成27年には14,453人にまで減少。少子高齢化が進み、自然動態による人口減少に加え、特に若年層の都市流出が著しく、過疎化が進行しており、町の将来を担う人材等の流出を食い止め、定住促進を図っていくことが急務となっている。

(3) 農業および産業の概要

本町の農業を取り巻く実態については、平成27年(2015年)農林業センサスによると、販売農家(1,022戸)のうち、専業農家351戸、第1種兼業農家58戸、第2種兼業農家613戸であり、兼業農家が多く占めている。作目は稲作中心であり、転作奨励作物として黒大豆、小豆、クリ、ほうれん草、みず菜、そば等が作付けされているが、一戸当たりの経営面積少ないにもかかわらず、労力や資材の投資が多く、農業収入の増加には至らず、農業経営を取り巻く環境は厳しい状況である。また、少子高齢化や過疎化の進行等により、平成2年に2,728戸であった販売農家数は、平成27年には1,022戸にまで減少しており、一部山間谷地では荒廃農地が増加している。

一方、産業については、食品製造業や電気器具製造業を中心とした工場もみられ、工業出荷額の多い町として位置づけられているものの、まだまだ不安定で地域の生活、産業を取り巻く情勢と条件は厳しいものがあり、このため若年層の町外就労が多く、町を支える組織活動や集落機能の継続、維持にも大きな影響を与えている。

これらに対応して、昭和45年に農業振興地域の指定を受け、昭和48年に整備計画を樹立し、農業生産基盤の整備計画によるほ場整備を積極的に取り入れ、現在73.6%の整備率になっている。併せて、農業近代化を促進させると共に、地域の特産物を生かした農林業

の振興を図り、生産基盤の整備と一体的に生活環境関連施設の整備を推進してきたところである。今後においても本町にとって基幹産業である農業振興は重要施策である。

(4) 雇用

産業分類別に就業者数（平成27年国勢調査）をみると、「製造業」が1,363人と最も多く、次いで「農業、林業」が1,079人、「卸売業、小売業」が788人という順になっている。また、就業による昼間人口の流出入をみると、本町在住で他市町に通勤する者が2,273人であるのに対して、他市町から本町に通勤する者が1,703人で、他の市町へ雇用口を求めて昼間人口が流出していることが分かる。

こうした結果から、本町において安定した雇用を創出するため、町の基幹産業である農林業の振興、食や特産加工品産業の活性化、あるいは起業支援等の取組及びそれを担う人材の育成、新たな企業誘致や町内既存立地企業等の工場拡張等が必要であり、小規模零細農家や兼業農家から生ずる余剰労働力及び町外へ流出している労働力、さらに新規学卒者等を対象に計画的な産業分野への就業を促進し、若者定住や不安定な農外収入に頼る第2種兼業農家等の所得確保の場を創出することが今後の地域活性化のために求められている。

2. 計画策定の目的

京丹波町第2次総合計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）においても、「地域資源が輝く産業づくり」として、生産基盤の整備をはじめ、黒大豆や小豆、クリ、京野菜等の丹波ブランド食材の生産拡大、認定農業者等の人材育成、集落営農の強化など農業を若い世代が安心して暮らしていける「産業」として再構築することが必要となっている。

さらに、農業の構造改善、農業の近代化を図ると共に、農作業の省力化を進める一方、土地の流動化、有効利用を促進させ、これによって生ずる余剰労働力の活用と若年層の定着化及び生産基盤の安定を図るため、工業導入実施計画を樹立するもので、将来性と安定性のある企業を導入することによって雇用機会の増大と農家所得の向上を図り、経営の安定化に資すると共に、農畜産物を大量に消費する企業を選択することによって、地域農業の振興に大きく寄与しようとするものである。導入地区は丹波地区とし、有機的に一体性をもたせる方向で整備を図るものとする。以上、基本理念の基に、この実施計画を変更するものである。

3. 計画目標年度

この計画の期間は、令和3年3月から令和10年3月と定めて、産業の導入の目標を達成するものとする。

第1 産業導入地区の区域

1. 産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	備考
丹波地区	変更

2. 産業導入地区の所在、地番、面積等

○既存地区

地区名	所在		番地	地目		面積（㎡）	備考
	字	小字		公募	現況		
丹波地区	富田	青木	40番地1 外75筆	別紙「産業導入地区の所在、 地番、面積等」のとおり		56,240 ³⁴	所在地の 位置は別図1 のとおり

○拡大地区

地区名	所在		番地	地目		面積（㎡）	備考
	字	小字		公募	現況		
丹波地区	富田	昭和	12番地 外21筆	別紙「産業導入地区の所在、 地番、面積等」のとおり		36,950	所在地の 位置は別図1 のとおり

○合計

地区名	所在		番地	地目		面積（㎡）	備考
	字	小字		公募	現況		
丹波地区	富田	青木	40番地1 外97筆	別紙「産業導入地区の所在、 地番、面積等」のとおり		93,190 ³⁴	所在地の 位置は別図1 のとおり

3. 産業導入地区の区域の設定の考え方

丹波地区は優良農地が広がる農業地帯であるとともに、産業の導入については、昭和61年2月に農村地域工業導入実施計画を策定、同63年4月に計画変更し、工場立地を促進するための諸施策を進めてきた結果、食品製造工場の立地をみた。しかしながら、地区人口は減少傾向にあり、特に若年層の町外の都市部への流出が大きな課題となっている。

近年、本町においては、平成29年3月に向こう10年間のまちづくりの指針となる第2

次京丹波町総合計画を策定。「日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波」の実現をまちの将来ビジョンとして掲げ、丹波ブランド食材の生産地でもある「食と農のまち・京丹波」の特性を生かした産業立地により、農山村地域における雇用創出及びまちの将来を担う人材の地域定着を目指しており、この将来ビジョンの実現に向け、本町の豊かな食や農などの地域資源が生かせる産業の導入の拡大を図ることで小規模・零細農家の中高齢世帯員の就業による農家世帯の所得向上につなげ、あるいは本町唯一の高校である京都府立須知高等学校の食品科学科において食や農の分野で活躍できる人材の地元雇用、地域定着の受け皿としても、産業の導入の拡大が必要となったところである。

本町の既存の産業導入地区である丹波地区及び八田地区は全て事業用地として利用されていることから、さらなる農業従事者の就業と若年層の地元雇用拡大のため、既存の計画区域面積は56,240㎡であるが、新たな工場立地に際し、さらに近隣の農地等36,950㎡を区画形状の整備をし、区域拡大をするものである。変更後の計画区域面積は、93,190㎡である。

導入すべき産業の業種は、既存計画と同業種とし、規模の拡大を図り、さらに農業構造改善に関する目標を増進するものとする。

また、産業導入地区の拡大区域の設定においては、農地の集団性を失うことがなく、かつ認定農業者等の耕作地を区域に含まないようにする等、農用地の利用集積に支障を及ぼさないよう十分に配慮する。

4. 産業導入地区の地目別面積

○既存地区

(単位 m²)

地区名	団地名	農 地 等						宅 地 そ の 他						合計	
		田	畑			採草地・牧地	計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地	その他		計
			普通畑	樹園地	草地										
丹波地区	富田	36,189	1,587	838	－	－	38,614	34 13,199	－	－	592	－	3,835	34 17,626	34 56,240

○拡大地区

(単位 m²)

地区名	団地名	農 地 等						宅 地 そ の 他						合計	
		田	畑			採草地・牧地	計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地	その他		計
			普通畑	樹園地	草地										
丹波地区	富田	34,350	－	－	－	－	34,350		－	－	－	－	2,600	2,600	36,950

○合計

(単位 m²)

地区名	団地名	農 地 等						宅 地 そ の 他						合計	
		田	畑			採草地・牧地	計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地	その他		計
			普通畑	樹園地	草地										
丹波地区	富田	70,539	1,587	838	－	－	72,964	34 13,199	－	－	592	－	6,435	34 20,226	34 93,190

(用途区分別)

○既存

(単位 m²)

地区別	農地	採草放牧地	農業用施設用地	その他	合計
丹波地区	38,614	—	—	34 17,626	34 56,240

○拡大

(単位 m²)

地区別	農地	採草放牧地	農業用施設用地	その他	合計
丹波地区	34,350	—	—	2,600	36,950

○合計

(単位 m²)

地区別	農地	採草放牧地	農業用施設 用地	その他	合計
丹波地区	72,964	—	—	³⁴ 20,226	³⁴ 93,190

5. 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定（該当するものの全てに○印をつけること。以下(2)及び(3)において同じ。）

1 首都圏整備法 (既成市街地等)	2 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4 北海道総合開発計画
⑤ 振興山村 指定地域	⑥ 農振地域	⑦ 過疎地域	8 都市計画 (線引)
⑨ 都市計画 (非線引)	10 地域経済牽引事業 の促進区域	11 地域経済牽引事業 の重点促進区域	

(2) 土地利用基本計画関係

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園 地 域	自然保全 地 域	白地地域
1	②	3	4	5	6

(3) 都市計画関係

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途地域	用途地域 外	用途地域	用途地域 外		
1	2	3	④	5	6	7	8

(用途地域)

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	その他 ()	調整	未指定
1	2	3	4	5	6	7	⑧

(4) その他

①都市計画区域、市街化区域及び市街化調整区域、地域地区等が指定されているときは、その範囲及び指定年月日

- ・都市計画区域指定 昭和 61 年 3 月 28 日（当初）
昭和 61 年 3 月 28 日（最終）

- ・都市計画区域面積 5,895ha
- ・範囲 別図 2 のとおり

②農地転用に関する調整の結果の状況

- ・産業導入地区にある農業用施設については、所有者の意向を確認したうえで、立地予定企業が必要な対策を行う。

③農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

- ・農業振興地域指定年月日 平成 17 年 10 月 11 日
- ・農業振興地域整備計画策定年月日 平成 26 年 8 月 1 日
- ・農業振興地域面積 18,058ha
- ・農用地区域面積 1,384ha
- ・範囲 別図 3 のとおり

④周辺における既存企業の立地状況

- ・別図 4 のとおり

(参考資料) 立地条件表

産業導入地区の名称	丹 波 地 区	立地条件表	令和 2 年 3 月 調査
-----------	---------	-------	---------------

造 成 区 分	1 造成済	2 造成中	3 計画有	4 非造成	
売却可能面積	55,631 m ²	m ²	36,866 m ²	609 m ²	(造成実施主体名) 導 入 企 業
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月	
売却 (予定) 価 格	円 / m ²	円 / m ²	円 / m ²	円 / m ²	(主たる土地所有者名) 個 人 1 8 名

地盤・地質	(1) 地質 第 1 種 砂 礫 (2) 地耐力 (N 値) 50 以上 (2) 杭打可能な地盤までの深さ 6m
-------	---

用水・排水 条 件	(1) 海水利用の可否 (内陸・臨海の別にかかわらず (該当する番号 利用の可否を判断する) を○で囲む) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center;">可</td> <td style="width: 30px; text-align: center;">否</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> </table>	可	否	1	②			
可	否							
1	②							
	(2) 工業用水道が使用できる場合 工業用水道事業名 利用可能年月日 価 格 円 / m ³							
	(A) 使用可能量 (余裕水量) <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">百</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">十</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">一</td> </tr> </table> m ³ / 日			万	千	百	十	一
		万	千	百	十	一		
	(3) 地下水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) 							
	(B) 取水可能量 (安全揚水量) <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">百</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">十</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">一</td> </tr> </table> m ³ / 日			万	千	百	十	一
		万	千	百	十	一		
	(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) (水源名) 							
	(C) 既得水利権を控除した取水可能量 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">百</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">十</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">一</td> </tr> </table> m ³ / 日			万	千	百	十	一
		万	千	百	十	一		
	(5) 淡水取水可能量 ((A)+(B)+(C)合計水量) 淡水取水可能量 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">万</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">千</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">百</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">十</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">一</td> </tr> </table> m ³ / 日			万	千	百	十	一
		万	千	百	十	一		

(6) 上水道が利用できる場合（計画を含む）

	上水道名 利用可能年月日 価 格 <table border="1"> <tr> <td>京丹波町水道事業</td> <td>6</td><td>3</td><td>年</td><td></td><td>5</td><td>月</td> <td>220</td> <td>円／m³</td> </tr> </table> (7) 排水条件 使用可能量 (余裕水利用) <table border="1"> <tr> <td>種 別</td> <td>D 種</td> <td></td> <td>m³／日</td> </tr> </table> 排 水 先 水域名 由良川支流 須知川	京丹波町水道事業	6	3	年		5	月	220	円／m ³	種 別	D 種		m ³ ／日																																																				
京丹波町水道事業	6	3	年		5	月	220	円／m ³																																																										
種 別	D 種		m ³ ／日																																																															
輸 送 条 件	(1) 主要道路への距離 <table border="1"> <tr> <td>最寄国道 国道27号まで</td> <td></td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td><td>0</td> <td>m</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>高速道路名 京都縦貫自動車道 丹波I・C まで</td> <td></td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td><td>0</td> <td>m</td> </tr> </table> (供用中 27 年 7 月全線開通) (2) 最寄鉄道駅への距離 (鉄道名・線名) (駅名) <table border="1"> <tr> <td>貨物取扱駅 東海道新幹線 京都 駅</td> <td></td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td><td>0</td> <td>m</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>通 勤 駅 山陰本線園部 駅</td> <td></td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td><td>0</td> <td>m</td> </tr> </table> 専用引込線敷設の可否 (専用引込線) <table border="1"> <tr> <td>可</td><td>否</td> </tr> </table> (該当する番号を○印で囲む) <table border="1"> <tr> <td>1</td><td>②</td> </tr> </table> (3) 最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭 (公共埠頭) (水深) <table border="1"> <tr> <td>(港 名) 舞 鶴 港</td> <td></td><td></td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td><td>0</td> <td>m</td> <td></td><td>十</td><td>一</td><td>0</td> <td>m</td> </tr> </table> (4) 最寄空港への距離 <table border="1"> <tr> <td>大 阪 空 港</td> <td></td><td></td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td><td>0</td> <td>m</td> </tr> </table>	最寄国道 国道27号まで		万	千	百	十	一	0	m	高速道路名 京都縦貫自動車道 丹波I・C まで		万	千	百	十	一	0	m	貨物取扱駅 東海道新幹線 京都 駅		万	千	百	十	一	0	m	通 勤 駅 山陰本線園部 駅		万	千	百	十	一	0	m	可	否	1	②	(港 名) 舞 鶴 港			万	千	百	十	一	0	m		十	一	0	m	大 阪 空 港			万	千	百	十	一	0	m
最寄国道 国道27号まで		万	千	百	十	一	0	m																																																										
高速道路名 京都縦貫自動車道 丹波I・C まで		万	千	百	十	一	0	m																																																										
貨物取扱駅 東海道新幹線 京都 駅		万	千	百	十	一	0	m																																																										
通 勤 駅 山陰本線園部 駅		万	千	百	十	一	0	m																																																										
可	否																																																																	
1	②																																																																	
(港 名) 舞 鶴 港			万	千	百	十	一	0	m		十	一	0	m																																																				
大 阪 空 港			万	千	百	十	一	0	m																																																									
電 力 条 件	(1) 産業導入地区に最も近い 変電所又は引込可能高圧線の電圧 <table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>6</td><td>6</td><td>0</td><td>0</td> <td>V</td> </tr> </table> (2) 変電所等への距離 (変電所名) <table border="1"> <tr> <td>① 丹波町変電所</td> <td></td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td><td>0</td> <td>m</td> </tr> </table> (KVA) <table border="1"> <tr> <td>2 引込可能高圧線</td> <td></td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td><td>0</td> <td>m</td> </tr> </table> (KVA) (産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印をつける。)				6	6	0	0	V	① 丹波町変電所		万	千	百	十	一	0	m	2 引込可能高圧線		万	千	百	十	一	0	m																																							
			6	6	0	0	V																																																											
① 丹波町変電所		万	千	百	十	一	0	m																																																										
2 引込可能高圧線		万	千	百	十	一	0	m																																																										

都 市 機 能	主要都市への距離 (都市名) (1) 最寄人口 5 万都市 <table border="1" data-bbox="726 353 1032 418"> <tr> <td>亀</td><td>岡</td><td>市</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1185 349 1355 418"> <tr> <td>百</td><td>十</td><td>一</td></tr> <tr> <td></td><td>2</td><td>5</td></tr> </table> km (1) 最寄人口 20 万都市 <table border="1" data-bbox="726 423 1032 488"> <tr> <td>京</td><td>都</td><td>市</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1185 418 1355 488"> <tr> <td>百</td><td>十</td><td>一</td></tr> <tr> <td></td><td>4</td><td>5</td></tr> </table> km	亀	岡	市	百	十	一		2	5	京	都	市	百	十	一		4	5										
亀	岡	市																											
百	十	一																											
	2	5																											
京	都	市																											
百	十	一																											
	4	5																											
人 口 地 域 指 定	(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) <table border="1" data-bbox="810 658 1279 739"> <tr> <td></td><td></td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>1</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>3</td></tr> </table> 人 (2) 産業導入地区所在地域の人口 (通勤圏に入る数市町村) 南丹市 (所在地域人口) <table border="1" data-bbox="817 947 1286 1028"> <tr> <td></td><td></td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>一</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>3</td><td>1</td><td>2</td><td>7</td><td>2</td></tr> </table> 人			万	千	百	十	一			1	4	4	5	3			万	千	百	十	一			3	1	2	7	2
		万	千	百	十	一																							
		1	4	4	5	3																							
		万	千	百	十	一																							
		3	1	2	7	2																							
そ の 他																													

第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和9年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は、次のとおりとする。

1. 導入すべき業種

○既存地区

地区名	業種		
	大分類	中分類	小分類
丹波地区	製造業	食料品製造業	その他の食料品製造業
			調味料製造業

○拡大地区

地区名	業種		
	大分類	中分類	小分類
丹波地区	製造業	食料品製造業	調味料製造業

2. 選定理由

業種の選定に当たっては、京丹波町総合計画に掲げるまちの将来ビジョン「日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波」に沿って、丹波ブランド食材の生産地でもある「食と農のまち・京丹波」の特性を生かした産業の導入により、農山村地域における雇用創出及びまちの将来を担う人材の地域定着を図るため、地域の農業者の雇用が安定的に確保され、農業と導入産業の均衡ある発展が見込まれる業種として、下記の（１）～（４）に該当するものを選定した。

（１）安定した就業機会の確保

導入する業種は、地域の農業者が安定的に就業でき、常用雇用者が常駐する業種とし、丹波ブランド食材の生産地でもある京丹波町の地域特性や実情等を踏まえたうえで選定するものとする。短期の雇用や安定的な雇用が見込めないもの、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要するものは選定しないものとする。

（２）雇用構造の高度化に資するもの

導入する業種は、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分が行われ、農業と導入業種との均衡ある発展が図られるものとする。また、農村地域の住民の希望及び能力に従って就業が行われ、所得の向上が図られるものとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業との調和

導入する業種は、周辺地域の他産業の事業環境や住民の生活環境への影響について懸念が出ないよう、京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例（平成17年京丹波町条例第131号）及び同条例施行規則等に適合するものとする。

(4) 立地ニーズや事業の実現の見通し

導入する業種は、既に隣地で事業を行っている企業の事業拡大によるものであり、本町と企業との間で立地予定位置、予定規模、スケジュール、雇用期待従業員等の調整を行っており、事業実現の見通しもあると判断した。また、これまでも農村地域の従業員の安定的な就業の場となっていることから、農業者、兼業農家等農村からの雇用について、さらなる受け皿となることが期待できることから選定した。

3. 導入すべき産業の規模

地区名	産業の業種	事業所数	計画面積 (㎡)			雇用期待従業員 数 (人)			経済上の規模 (売上額、百万円)
			施設用地 の面積	公共施設 用地面積	計	男	女	計	
丹波	その他の食料品製造業・調味料製造業	2	92,581 ³⁴	609	93,190 ³⁴	30	60	90	36,000
	合計	2	92,581 ³⁴	609	93,190 ³⁴	30	60	90	36,000

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業への令和9年度までの就業する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの就業者数は、次のとおりとする。

地区名	産業の業種	事業所数	農業従事者の就業の目標 (人)			雇用期待従業員数 (人)			雇用期待従業員数に 対する農業従事者の割合 (%)		
			男	女	計	男	女	計	男	女	計
丹波	その他の食料品製造業・調味料製造業	2	17	33	50	30	60	90	56.7	55.0	55.6
	合計	2	17	33	50	30	60	90	56.7	55.0	55.6

中高齢者の就労の確保を要請し、雇用機会の拡大を図る。

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和9年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1. 農家、農業就業人口及び認定農業者の見通し

区 分	総農家数 (戸)	農業就業人口 (人)	基幹的農業従事者 (人)	認定農業者 (人)
令和2年度 (現況)	1,022	1,293	823	52
令和9年度 (見通し)	1,010	1,700	800	70

2. 認定農業者の育成

(1) 認定農業者の経営規模

目標経営類型 (作目構成)	認定農業者数 (人)		標準経営規模 (ha)	
	令和2年度 (現況)	令和9年度 (目標)	令和2年度 (現況)	令和9年度 (目標)
水稲	10	10	5.03	6.0
水稲・黒豆	30	35	6.74	8.0
施設園芸	5	10	0.69	0.8
酪農	5	6	0.96	2.0
畜産	2	9	0.55	1.0

(2) 認定農業者への農用地の利用の集積に関する計画

区分	農用地 面積 (ha) ①	認定農業者への農用地の利用集積面積 (ha)			認定農業者への 利用集積率(%) ②/①
		所有面積	利用権設定	計 ②	
令和2年度 (現況)	1,351	40	137	177	13.1
令和9年度 (目標)	1,300	53	220	273	21.0

(3) 認定農業者等を中心とする生産組織

農業を取り巻く社会的、経済的環境の変化に伴い、就業者の高齢化、兼業化これに伴う集落機能の低下、認定農業者等の中核的担い手への農地集積の停滞等多岐にわたる問題が深刻化している。こうした中、補助事業の積極的な活用等施策を展開し、現在まで転作等を中心とした機械の共同利用組織が育成され、高能率で生産性に富み、省力化された営農が図られている。また、これまでは地域の実情に即した集落営農組織をつくり、省力化や生産性の向上を図る共同機械の導入やほ場団地化を推進し、共同作業体系を確立してきた。今後は意欲と技術のある農業者をリーダーとして水稻を含めた土地利用調整や付け・作業体系の確立、最新技術の導入等を行い、一貫した共同作業体系の推進を目指す。

認定農業者等を中心とする生産組織

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織
		受益地区	受益面積(a)	受益戸数	
共同栽培管理施設 (農業機械)	自走式草刈機 1台	森	1,300	13	森区農事組合
共同栽培管理施設 (農業機械)	乾燥機	塩田谷 安井	1,700	54	農事組合法人京丹波ほたるの里
共同栽培管理施設 (農業機械)	色彩選別機 1台	塩田谷 安井	1,700	54	農事組合法人京丹波ほたるの里
共同栽培管理施設 (農業機械)	トラクター 1台	小野	350	10	小野農家組合
共同栽培管理施設 (農業機械)	乾燥機 1台	下大久保 上大久保 水原 鎌谷下	620	50	下大久保地区営農組合
共同栽培管理施設 (農業機械)	田植機 1台	下大久保 上大久保 水原 鎌谷下	620	50	下大久保地区営農組合
共同栽培管理施設 (農業機械)	コンバイン 1台	小畑	800	109	小畑農家組合
共同栽培管理施設 (農業機械)	代かきロータリー 1基	広野 大簾	970	38	広野・大簾活性化委員会
共同栽培管理施設 (温室管理施設)	パイプハウス 5棟	瑞穂地区	13	5	道の駅「瑞穂の里・さらびき」農産物等販売部会
共同栽培管理施設 (温室管理施設)	ライスセンター 改修	安栖里	4,000	821	安栖里農作業協同組合

3. 農用地の流動化の推進、認定農業者等の育成及び地域農業の組織化の方向

(1) 農用地の流動化の推進

農用地利用増進事業及び集落営農推進活動を通じ、農地の流動化を図ってきたが、今後は、貸し手や借り手の積極的な掘り起こし活動や中間管理機構の機能の活用等を通じ認定農業者等への農地の集積を図る。現時点（令和2年度）における認定農業者への集積率13.1%（177ha）を令和9年度には21.0%（273ha）に拡大する。

(2) 認定農業者等の育成

ほ場整備等の土地基盤整備、近代化施設整備及び集落営農推進活動等の推進を行う中で、既存中核的担い手農家の充実と営農意欲の高い農家への農地の流動化を推進し、地域の実情にあった認定農業者等の育成に努める。

認定農業者等の育成は、現況52戸を目標年度には70戸に拡大する。また、所得目標は、認定農業者一戸当たり400万円程度以上の確保に努める。

(3) 地域農業の組織化の推進

ア 稲作

良質米の安定増収を図るため、優良品種の作付け拡大、有機物の投入、稲わらの有効利用、畜産農家との堆肥交換等を推進し、併せて堆肥設計に基づく堆肥技術の徹底等を図りつつ、効率的な機械施設の利用を図る観点から機械類の過剰投資を抑制するため認定農業者等を中心とした作業受託農家の組織化と受委託調整機能を有する組織育成強化を地域ごとに推進する。

イ 地域特産物

商品性・生産性向上を確保するため、農協の作目別生産部会等の活動の強化を図るとともに、地域での集落営農活動における生産組織に波及させ、地域の女性、高齢者等の労力を最大限に活用しつつ、集落営農による生産組織の体質強化を図る。

また、意欲ある個別経営や経理の一元化等の要件が整った集落営農組織については、対外的な信用力の向上等の利点を踏まえ、法人化に向けた支援により、経営体の強化を図る。

水 田 利 用 生 産 計 画

作目名	目標作付面積 (ha)	
	現況	目標
黒 大 豆	40.3	50.0
小 豆	25.2	35.0
そ ば	34.0	45.0
ほ う れ ん 草	2.5	3.0
み ず 菜	1.1	3.0

(4) 法人化の推進

意欲ある個別経営や、経理の一元化などの要件が整った集落営農組織については、対外的な信用力の向上などの利点を踏まえ、法人化に向けた支援により、経営体の強化を図る。

4. 新たに農業経営を営もうとする若者等の確保・育成

新規就農者の確保に向けては、移住定住対策を所管する部署との庁内での連携を密にするとともに、京都府や関係団体との連携・情報の共有化を図り、京丹波町での就農を希望するU I J ターン者の確保・支援に努める。

また、新規就農に係る農地の確保については、農地中間管理機構の機能を活用し、就農に当たっては将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展できるよう関係団体と連携し、青年等就農計画制度の普及を推進する。

さらに就農後は、関係団体と連携して農業経営改善計画の認定に向けた支援を図る。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

施設用地及び農用地の利用調整について、立地予定企業へのヒアリングを踏まえ、国土利用計画担当課、都市計画担当課、商工担当課及び農振制度担当課において検討を行った。

具体的な産業導入の実施段階においても、関係課で調整するものとし、周辺の農用地等の保全に留意しつつ、産業の導入が計画的かつ適正に行なわれるよう十分に配慮する。

1. 過去に造成された工業団地等の活用

(1) 過去に造成された工業団地

過去に造成した工業団地等については、事業用地として利用されており、必要な面積を確保できる未利用地が存在しない。

(2) 再生利用が困難な荒廃農地等の活用の可能性

再生利用が困難な荒廃農地は、ない。

2. 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

産業導入地区の選定に当たっては、農用地区域外での開発を検討したが、地理的条件等により一団の土地を確保することが難しく、やむを得ず農用地区域内の農地で検討を行った。次の(1)～(5)のとおり検討を行い、関係課等と調整の上、本地区を選定した。

(1) 農用地区域外での開発を優先すること

農業振興地域外の地域は、山林地帯であり、インフラが未整備で交通や操業の利便性が悪いことから、産業導入地区として開発することは困難である。また、農用地区域外（農振白地）については、住宅地に隣接した用地や送電線の地役権が設定された用地のみであり、産業導入を図ることはできない。

(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

産業導入地区は、開発後も分断される農地は発生せず、集団性のある農地は維持される。また、産業導入地区内の農地耕作者には認定農業者及び専業農家はいないため、効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用集積に支障は及ぼさない。

(3) 面積規模が最小限であること

当該産業導入地区は、隣地で操業する企業の事業拡大によるもので、立地予定企業へのヒアリングを踏まえ、必要最小限の面積を定めた。

(4) 面的整備を実施した農用地を含めないこと

面的整理（区画整理、農用地の造成、埋立又は干拓）に該当するものを実施した農地で、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区に含まれていない。

(5) 農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

農地中間管理機構関連事業に位置付けられる土地改良事業として実施した、あるいは実施予定である農用地であり、かつ農地中間管理権が存続期間中又は期間満了した農地は含まれていない。農地中間管理事業における重点実施区域に該当する事業についても、含まれていない。

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1. 工場用地の整備

当該地区の予定面積は、区域拡大によって93,190㎡を確保する。

既存地区、56,240㎡については、既に、船井・北桑田地区土地開発公社が造成工事を実施し、昭和61年に企業が立地済みである。

拡大地区36,950㎡については、導入企業が個人所有の農用地計19筆を用地取得し造成工事を行う計画である。

- ・確保面積 93,190㎡
- ・拡大地区面積 36,950㎡
- ・用地取得方法 導入企業により買収
- ・造成面積 36,950㎡
- ・造成主体 導入企業により実施
- ・造成年度 令和7年度

2. 工業用水・排水・道路・緑地等の施設の整備

(1) 工業用水

既存地区の用水は、自己水源（地下水）及び町水道により確保したが、今回の拡大地域については、町水道により確保する。

(2) 排水

排水については、企業が操業するに浄化槽等設置し処理したうえ由良川支流、須知川へ放流する。

(3) 緑地

現在、周辺地域については、豊かな緑で取り囲まれており、自然環境の保全に努め、また、工業用地内については、府及び町の指導により企業が実施する。

(4) 関係法令等の遵守

本計画に基づいて導入する産業の用に供する施設については、公害防止の観点から、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）を遵守する。

(5) その他

既存地区の進入路については、公共事業等の導入により整備を完了したが、拡大地区は、国道27号に接道しており、進入路についての特別な考慮は必要としない。

また、飲料水、防火用水等については、町水道を敷設予定である。

3. 技術者の確保及び関連企業との交流連携等の推進

教育機関、農業団体、商工団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及び本町内における技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進める。

4. 定住等及び地域間交流の条件の整備

計画地の周辺地域においては、農家の所得向上等を図り、定住できる環境づくりを図るため、農産物直売施設等を兼ね備えた道の駅を高速道路に隣接して整備を行った。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就労の円滑化に関する事項

1. 労働力の需給の調整

産業導入による労働力の需要については、小規模農家、兼業農家、離農者等が見込まれ、さらには地元就業を希望する農家出身の新規学卒者、遠隔地通勤者等も供給可能であり、その他 U I J ターン者及び通勤圏内の他町からの供給が予想されるが、町及び企業が協議しながら、可能なかぎり町内労働力の確保に努める。

2. 農業従事者の産業への就業の円滑化

導入企業への農業従事者の就業の円滑化を図るため、公共職業安定所との連絡を密にすると共に、既存助成措置も活用した企業内訓練等の実施を促す。

第8 産業導入と相まって農業構造の改善を促進させるために 必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する 事項

第4 産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、下記の事業を実施する。

区分	事業の概要	事業主体	事業費 (千円)	事業年度 (予定)	備考 (地区名等)
基盤整備	農村地域防災減災事業 ため池整備事業（大滝池）	京都府	464,000	R6～R11	京丹波町 丹波地区
	農地中間管理機構関連農地整備 事業	京都府	273,000	R6～R13	京丹波町 瑞穂地区
	農村整備事業	京丹波町	7,106	R3～R4	京丹波町
	農村地域防災減災事業	京丹波町	8,888	R2～R4	京丹波町 瑞穂地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	11,308	R3～R4	京丹波町 瑞穂地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	5,209	R3～R4	京丹波町 瑞穂地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	20,000	R4～R5	京丹波町 瑞穂地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	10,000	R4～R5	京丹波町 丹波地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	3,883	R2	京丹波町 丹波地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	4,004	R3	京丹波町 丹波地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	5,159	R4	京丹波町 瑞穂地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	17,072	R5	京丹波町 丹波地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	10,000	R6	京丹波町 丹波地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	10,000	R6	京丹波町 丹波地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	10,000	R7	京丹波町 瑞穂地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	20,000	R8	京丹波町 丹波地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	10,000	R8	京丹波町 瑞穂地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	20,000	R9	京丹波町 丹波地区
	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	京丹波町	10,000	R10	京丹波町 瑞穂地区
	農業集落排水事業（蒲生）	京丹波町	22,002	H29～R2	京丹波町 丹波地区
	農業集落排水事業（Ⅰ期）	京丹波町	22,271	R4～R6	京丹波町 丹波地区
	農業集落排水事業（Ⅱ期）	京丹波町	113,000	R7～R9	京丹波町 丹波地区
	農業集落排水事業（Ⅲ期）	京丹波町	49,000	R9～R11	京丹波町 丹波地区

第9 その他必要な事項

1. 企業の撤退時のルール

立地予定企業が不測の事態により、その立地を取りやめる、あるいは操業後まもなく撤退することとなった場合は、下記の方針により事前及び事後の対応を行う。

(1) 事前の防止策に関する方針

撤退の事前防止策として、立地予定企業に対して、実施計画の趣旨及び目標を産業導入の実施段階においても十分に理解・確認させる。また、産業導入後も定期的なヒアリングを実施し、撤退のおそれがあると見込まれる場合は、速やかに報告を行うよう指導する。

(2) 事後の対応に関する方針

立地企業がやむを得ず撤退することとなった場合は、速やかに跡地等の有効活用が可能となる方策を検討し、必要な場合は実施計画の変更を行う。

2. 実施計画達成のための推進体制の整備及び推進方策に関する事項

(1) 実施する事項

実施計画の円滑な推進により、農村地域の維持及び農業構造の改善が図られることから、目標達成のために必要なフォローアップを下記の項目で実施し、達成状況等については、府を通じて国と共有するものとする。

① 産業導入に至るまでの事項

- ・立地から操業に至るまでの土地利用調整、スケジュール進捗状況

② 産業導入後に関する事項

- ・人材確保の状況。とりわけ農業従事者の就業状況
- ・企業経営の状況

③ 農業構造の改善に関する事項

- ・認定農業者等への農用地利用集積の状況
- ・認定農業者等への認定及び経営規模の状況

(2) 実施する項目をフォローアップするための具体的な体制、方策

産業導入に至るまでの事項については、定期的に立地予定企業に対して進捗状況に関するヒアリングを実施する。また、立地に関する許認可等手続きについて、適正な土地利用調整手続きを担保しつつ、その進捗に支障を与える事項の有無を把握する。

産業導入後に関する事項については、定期的な人材確保・経営状況等に関するヒアリングを実施し、目標達成に資するため、立地企業の意向を確認しつつ、アフターフォローに

努める。必要に応じて、町内の中小企業や金融機関、産業支援機関等で組織するネットワーク組織「京丹波町産業ネットワーク」と連携しながら、人材確保対策、経営革新等の取組を支援する。

農業構造の改善に関する事項については、京都府農地中間管理機構による認定農業者等への農地集積状況の情報収集を定期的に行い、実施計画並びに農業経営改善計画及び京力農場プラン（人・農地プラン）との整合性を確認する。また、認定農業者等の経営をより合理的なものとしていくために、研修の機会を充実させる。

（３）達成できなかった場合の処理方針について

上記の確認及び取組を実施した上で、なお産業導入の目標、農業従事者の就業目標、農用地利用集積及び農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれない場合は、その理由及び課題を立地企業に対するヒアリング、認定農業者等への経営状況の調査等により確認し、今後の具体策について関係者と検討を行い、事業計画の変更等による制度運営の改善を図る。

３．その他農村地域への産業の導入について必要な事項

産業導入用地として農地を提供した農業従事者等が、立地企業への就業を希望する場合には、企業に対し積極的に就業斡旋を行う。また、代替地を希望する者に対しては、農業委員会等の協力を得て代替地が取得できるよう努めていく。

（参考資料）

別紙 産業導入地区の所在、地番、面積等

別図１ 産業導入地区位置図

別図２ 都市計画図

別図３ 農振農用地区域図

別図４ 周辺における既存企業等の立地状況

スケジュール表

別 紙

産業導入地区の所在、地番、面積等

地区名	団地名	所在			地番	地目		面積 m ²	備 考
		市町村	大字	字		公簿	現況		
丹波	富田	京丹波	富	青木	40-1	田	田	503	
				〃	43-3	〃	〃	148	
				〃	45-3	〃	〃	138	
				〃	46-3	〃	〃	171	
				〃	54-3	原野	原野	19	
				〃	55-1	田	田	459	
				〃	55-4	原野	原野	26	
				〃	56	田	田	588	
				〃	57	〃	〃	1,061	
				〃	58-1	〃	畑	397	
				〃	59-1	〃	〃	1,190	
				美月	38-1	原野	田	608	
				〃	39	田	〃	694	
				〃	40-1	〃	〃	1,193	
				〃	42	〃	〃	575	
				〃	42-乙	原野	原野	19	
				〃	43	田	田	492	
				〃	44	〃	〃	132	
				〃	45-2	原野	原野	152	
		町	田	〃	47-2	〃	〃	46	
				〃	48	田	田	290	
				〃	49	〃	〃	1,087	
				〃	51-1	〃	〃	1,848	

丹波	富田	京丹波町	富田	美月	124	原野	田	409	
				〃	125	田	〃	357	
				〃	126	〃	〃	816	
				〃	127	〃	〃	1,014	
				〃	128	〃	〃	981	
				〃	129	〃	〃	657	
				〃	130	〃	〃	320	
				〃	131	〃	〃	241	
				〃	132	〃	〃	304	
				〃	133	〃	〃	634	
				〃	134	〃	〃	1,044	
				〃	135	〃	〃	532	
				〃	136	〃	〃	62	
				〃	137	〃	〃	119	
				蒲生野	88	雑地	宅地	611	
				〃	90	〃	〃	224	
				〃	91	〃	〃	495	
				〃	92	宅地	〃	111 ⁵³	
		〃	93	雑地	〃	2,240			
		〃	104	〃	〃	1,280			
		〃	115	畑	樹園地	158			
		〃	116	雑地	宅地	4.183			
		〃	129	〃	〃	3,805			
		〃	140-1	宅地	〃	249 ⁸¹			
		〃	185	公衆用道路	公衆用道路	1,253			
		〃	186	〃	〃	276			

丹波	富田	京丹波町	蒲生	蒲生野	414-1	畑	樹園地	680	3,039 m ² の一部
				地目別					
				田	55 筆			36,189	
				畑	2 筆			1,587	
				原 野	6 筆			592	
				樹園地	2 筆			838	
				宅 地	9 筆			13,199 ³⁴	
				小 計	74 筆			52,405 ³⁴	
				国有地	(道路)			2,842	公衆用道路 無番地 1,313 m ² 含む
				”	(水路)			993	無番地 993 m ² 含む
				小 計				3,835	
				合 計				56,240 ³⁴	
		京丹波町	富田	昭和	12	田	田	1,246	拡大区域
				”	13	”	”	1,784	”
				”	14-1	”	”	500	”
				”	14-2	”	”	500	”
				”	15	”	”	1,970	”
				”	16	”	”	1,081	”
				”	17	”	”	2,817	”
				”	18	”	”	3,008	”
				”	19	”	”	2,736	”
				”	20	”	”	4,280	”
				”	21-1	”	”	1,266	”

丹波	富田	京丹波町	富田	昭和	22-1	田	田	563	〃
				〃	23-1	〃	〃	1,279	〃
				〃	26-1	〃	〃	787	〃
				〃	26-2	〃	〃	900	〃
				〃	27	〃	〃	3,514	〃
				〃	28	〃	〃	2,074	〃
				〃	29	〃	〃	2,000	〃
				〃	30-1	〃	〃	2,045	〃
				〃	35	用水	悪路	569	
				〃	36	用水	悪路	84	
				〃	37	用水	悪路	1,947	
				地目別					
				田	19 筆			34,350	
				小 計				34,350	
				国有地	(道路)			—	
					(水路)			2,600	用水 悪路
				小 計				2,600	
				拡大区域計				36,950	
				合 計				93,190 ³⁴	